

議提第3号

軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、及びその危険性や予後の相談可能な窓口などの設置を求める意見書について

上記の議案を、小松島市議会会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出します。

平成28年3月25日

小松島市議会議長 井村 保裕 殿

提出者	小松島市議会議員	出 口	憲二郎
	〃	宮 崎	欽 司
	〃	広 田	和 三
	〃	佐 野	善 作

軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、及びその危険性や予後の相談可能な窓口などの設置を求める意見書

脳しんとうは軽度の外傷性脳損傷であり、頭が衝撃や打撲を受けたり激しく揺さぶられることで、頭と脳が前後左右に急速に動かされることによって生じる。通常、脳しんとうを受傷しても生命を脅かすことはないが、治療を必要とする重篤な症状を引き起こす場合もある。

主な症状は損傷後、記憶障害、錯乱、目まい、物が二重に見える、頭痛、吐き気、嘔吐、集中力の低下等複雑かつ多彩であり、症状はすぐに現れることもあれば損傷後数時間、数日、数週間あるいは数カ月間発症しないこともある。

特に、高次脳機能障害による記憶力、理解力、注意力の低下を初め、てんかんなどの意識障害、半身麻痺、視野が狭くなる等が発症した場合、症状が消失するには数カ月かかることがある。また、脳しんとうを繰り返すと永久的な脳損傷を受ける可能性が高くなり、死に至る場合もあるため繰り返し脳しんとうを受けることは避けるべきである。

この病態は、SCAT（スポーツによる脳しんとう評価ツール）において客観的な診断方法が確立されており、既に国際オリンピック委員会等で採用され、ポケットSCAT2においては各種スポーツ団体で脳しんとうを疑うかどうかの指標として使用されている。

実際の教育現場や家庭では正確な認識と理解が進まず、対応も後手に回ってしまうため再就学・再就職のタイミングを失ってしまい、生活全般に不安、不便、孤独を感じ、鬱状態に陥ってしまう人も多い。また、重篤な事案となった場合にも事故の初動調査が遅れがちになることにより、事案の経緯が明確にならないため、介護・医療・補償問題も後手に回ってしまい、最悪、家庭の崩壊へと陥っている家族も多く、事故調査をないがしろにしてしまうがために同様の事故を繰り返し起こしてしまっているのが現状である。

これらの現状を踏まえ、脳しんとう及び軽度外傷性脳損傷への対応について適切な措置を講じるよう強く要請する。

記

1 教育機関での周知徹底と対策

各学校などの教師、保健師、スポーツコーチ、救急救命士及び救急隊員に、ポケットSCAT2の携帯を義務づけること。あわせて、むち打ち型損傷もしくは頭頸部に衝撃を受けたと推測される事故・事案が発生した場合は、本人の訴えだけでなく症状を客観的に正確に観察して判断を下すとともに、家庭・家族への報告も義務づけ、経過観察を促すこと。

2 専門医による診断と適切な検査の実施

脳しんとうを疑った場合には、直ちに脳神経外科医の診断を受け、CT/MRI だけではなく、神経学的検査の受診も義務づけるとともに SCAT3（12歳以下の場合はチャイルド SCAT3）を実施し、対応できる医療連携体制の構築を進めること。

3 周知・啓発・予防措置の推進と相談窓口の設置

各自治体の医療相談窓口等に対応のできる職員を配置し、医療機関はもとより国民、教育機関への啓発・周知・予防をより一層図ること。

4 園内・学校内で発生した重大事故の繰り返しの防止

保育所、幼稚園及び学校内で発生した事案が重篤な場合は、直ちに保護者へ連絡するとともに第三者調査機関を設置し、迅速に事故調査及び開示を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年3月25日

小松島市議会

提 出 先

衆議院議長
総務大臣

参議院議長
厚生労働大臣

内閣総理大臣
文部科学大臣